

秋田県有機農業推進計画 (第2期)

令和3年3月18日
秋 田 県

第1 計画策定の趣旨及び目的

農業は、食料の供給のほか、環境や生物多様性の保全など様々な機能を持っているが、近年、化学肥料や農薬へ過度に依存した生産活動の増大等により環境への影響が懸念され、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保が重要となってきている。

一方、食に対する消費者ニーズは、「安全・安心」が最も重要な要素となっているほか、地球温暖化や生物多様性など環境に対する関心の高まりから、化学肥料や農薬の使用量を極力抑えた農産物の提供が求められている。

本県では、古くから果樹の防除回数が全国でも最低レベルにあるなど、恵まれた自然条件を生かし、環境にやさしい農業が推進されてきており、平成12年には「秋田県特別栽培農産物認証制度」を創設・運用するとともに、平成20年には、農業団体等と一体で「あきたe c oらいすプロジェクト」を開始し、農薬の使用成分回数を慣行レベルの50%以下に抑えた減農薬栽培米を全県に普及させるべく取り組んでいる。

とりわけ有機農業については、1970年代に旧仁賀保町農協が有機農業運動と自給運動を呼びかけるなど長い歴史を有している。最近では、大潟村において多くの生産者とその立地を生かして水稲や大豆の有機栽培に取り組み、県別有機JASほ場の面積も平成30年現在で全国第4位に位置するなど全国有数の有機農業実践地域となっているが、県全体に波及しているとは言い難い状況である。

こうした中、国は平成18年に「有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という。）」を制定、翌年には「有機農業の推進に関する基本的な方針」を公表し、有機農業の全国的な推進を図っており、令和2年4月に新たな基本方針が策定・公表された。

本県では、平成22年に策定した県政運営の指針「ふるさと秋田元気創造プラン」、及び平成23年に策定した「ふるさと秋田農林水産ビジョン」において、安全・安心な県産農産物の供給体制の確立を目指し、その後のビジョンでも継承して、現在は「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」において、「GAP等による安全・安心対策の強化と環境保全型農業の推進」の中で有機農業を主要な施策の一つとして取り組むこととしている。

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされ、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業政策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも貢献するものである。

また、国内では有機農業により生産される農産物やその加工品の国内市場が拡大してきており、こうした有機食品市場に対し国産による安定供給を推進することは、需要に応じた生産供給を図る上において重要である。

これらの情勢を踏まえ、このたび、新たな秋田県有機農業推進計画（以下「本推進計画」という。）を策定し、有機農業に取り組む農業者等の自主性を尊重しながら有機農業を推進するとともに、消費者や実需者に対し有機農業について周知を図ることとする。さらに、本推進計画の推進により、本県における環境保全型農業の一層の発展を期するものである。

第2 有機農業の定義

本推進計画における「有機農業」とは、有機農業推進法第二条の定義に基づき、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を用いて行われる農業とする。

したがって、本推進計画における「有機農業」は、「日本農林規格等に関する法律（以下、JAS法）」に基づく、有機農畜産物の日本農林規格（以下、有機JAS）で規定する生産の方法に限定しないこととする。

また、本推進計画における「有機農業者」とは、「有機農業」を行う農業者のこととする。

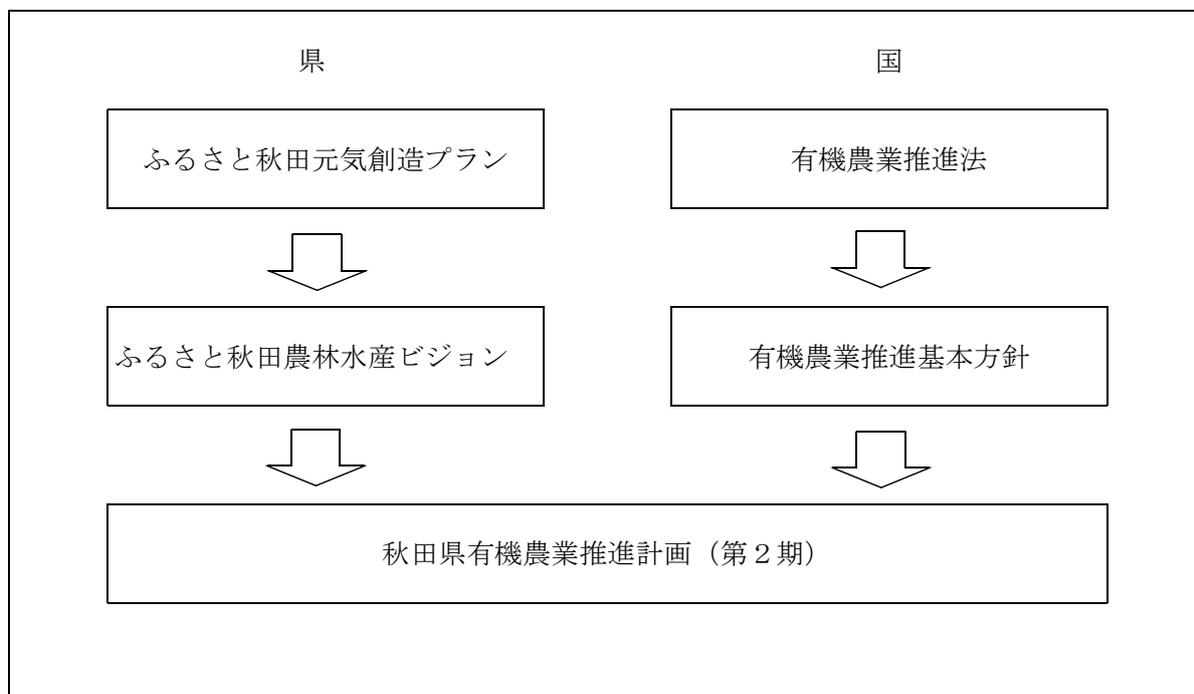
第3 計画期間

本推進計画の期間は、令和7年度までとする。

ただし、国の基本方針の見直しや有機農業を取り巻く情勢の変化等により、必要に応じて県の推進計画の見直しを行うこととする。

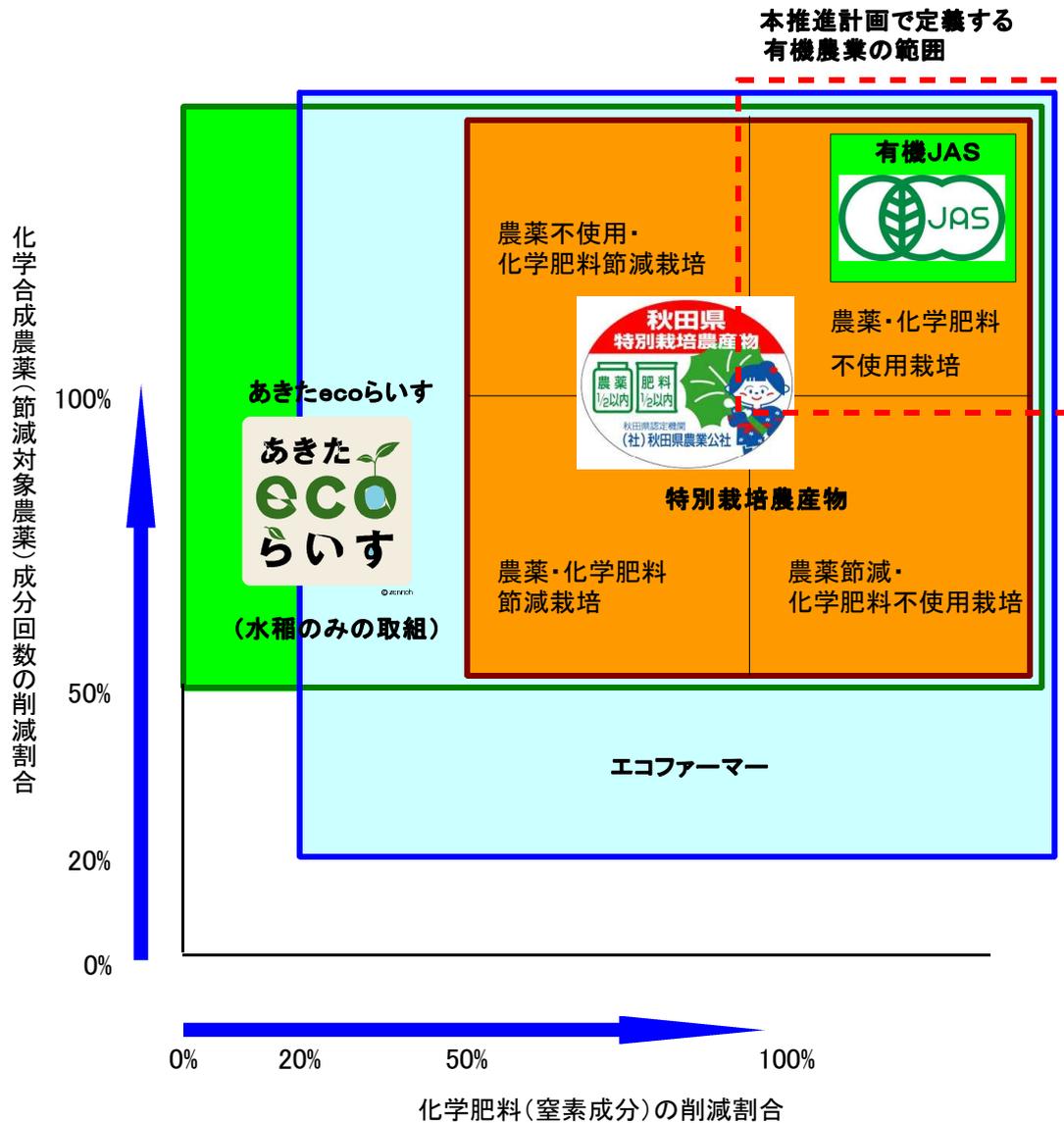
第4 本推進計画の位置付け

本推進計画を、県政運営の長期的な指針である「ふるさと秋田元気創造プラン」における「あきたの環境にやさしい農業の推進」の取組に位置づけるとともに、他の関係計画等と連携して推進することとする。



また、本県では、従来から環境保全型農業の推進に努めているが、下図のとおり、有機農業は、こうした環境保全型農業の各取組の該当範囲に含まれている。

このため、本推進計画では、他の環境保全型農業の取組と連携して有機農業の推進を図ることとする。



環境保全型農業の各取組の該当範囲のイメージ

第5 有機農業推進に関する施策の方針

1 基本方針

- | | |
|------------|--|
| 方針Ⅰ | 有機農業者の確保・育成と栽培面積の拡大
(新規就農者等の相談、研修受入体制、有機農業への転換促進、有機農業者との連携、技術情報等の提供 等) |
| 方針Ⅱ | 有機栽培技術の開発・普及と推進体制の整備
(有機栽培技術の開発と普及、有機農業者の組織化、生産・販売体制の強化、機械・施設等の整備 等) |
| 方針Ⅲ | 実需者・消費者に向けた需要創出と販路の拡大
(実需者との商談、多様な販売機会の創出、有機JAS認証等の取得促進、加工食品利用の促進 等) |
| 方針Ⅳ | 農業者と消費者等との相互理解を促進
(消費者等との交流イベントの促進、農業体験・食育・学校給食利用への働きかけ 等) |

2 現状と課題

(1) 有機農業に取り組む担い手や取組面積が減少

- 有機農業に取り組む状況については、5年前と比較すると、有機JAS認証農家戸数が88戸（比率87%）、有機JASほ場面積が477ha（比率76%）と減少している。

〔参考：過去5年間の有機JAS認証の農家戸数・ほ場面積の状況〕

項目	H26	H27	H28	H29	H30	H30-26差	H30/26比
有機JAS認証農家戸数（戸）	101	96	90	89	88	△13	87%
有機JASほ場面積（ha）	628	514	514	490	477	△151	76%
有機JASほ場面積/耕地面積割合（%）	0.42	0.34	0.35	0.33	0.32	△0.1	76%

(2) 有機農業を目指す新規就農者等への対応

- 新規就農者や定年帰農者などで有機農業に興味を示す者がいるものの、就農に向けて条件に合った農地の確保、栽培技術の習得、販売先の確保など、クリアすべき課題が多い。
- 有機農業は、病虫害の発生等による影響を受けやすいことから、品質や収量及び経営の安定に一定の年数がかかり、栽培方法も作目や地域条件によって異なることから、有機農業者の希望に合わせた研修の対応が難しい。

(3) 有機農業に関する労働力確保、技術開発・普及方法などに課題

- 水稻を大規模に栽培する有機農業者においては、雇用者等の高齢化などにより除草に必要な労働力の確保が難しくなっており、有機農業の栽培中止や、規模縮小が進んでいる。
- 一般的に、有機農業は、慣行栽培と比較して減収するほか、品質の変動も大きいいため、安定生産が可能な技術の確立を必要としている。
- 有機栽培技術は、有機農業者個々の経験に基づく創意工夫によるものが大きいですが、一方で、有機農業者同士、又は行政及び試験研究機関との栽培技術や経営手法に関する情報交換の機会が少ない。
- 県内における有機農業の取組の大部分は水稻・大豆が占めており、野菜や果樹については、労働力がかかるほか病虫害防除対策が難しいため取組は少ない状況となっている。
- 農業の指導者側において、有機農業の栽培技術や認証手続き等に関する知識・情報が不足している。

(4) 有機農業の体制整備（機械等の整備、組織化、産地づくり等）が必要

- 有機農業者が少ない地域では、産地として堆肥散布機や堆肥製造施設などの導入整備が進まない状況となっている。
- 大潟村、秋田市など一部の地域では、有機農業関係の部会が組織化されているが、多くの地域では有機農業者が点在、又はリーダーが不在のため、組織化や産地づくりが進まない状況である。

(5) 実需者等への安定供給と消費者ニーズに合わせた対応が必要

- 有機農業で生産される農産物の流通量が少なく、流通販売業者等への安定供給が難しい。
- 県内外における実需者からの有機農産物の需要情報を掴んでおらず、単発な取引で終わるケースが多い。
- 有機JAS認証を受けていない有機農業者は、農産物に「有機」等の表示ができないため、別途、流通販売業者や消費者に有機栽培であることを伝える必要がある。
- 有機農業者による実需者等との商談やマッチングが積極的に行われていないことに加え、安全・安心志向の消費者をターゲットとした情報発信力が弱い。
- 近年、SNSを利用した個別の直接販売手法が多くなっているが、一方で消費者や実需者ニーズに合わせて価格設定や流通・供給をする必要があるなど、きめ細かな対応が求められている。

(6) 農業者と消費者等との相互理解の醸成が必要

- 有機農業は、化学合成農薬や化学肥料を使用しない環境負荷の軽減に配慮した農業であり、生物多様性の保全や地球温暖化防止対策にも寄与することから、消費者に有機農業に関する理解を促す必要がある。
- 有機農業者と消費者（又は実需者）との相互交流の機会が少なく、有機農業に対する価値や理解の醸成が十分とは言えない状況である。
- 食育、地産地消、グリーンツーリズム等の活動は従来から行われているが、有機農業を絡めた啓発活動事例が少ない。

3 施策の展開方法

(1) 有機農業者の確保・育成と栽培面積の拡大

ア 新規就農者及び有機農業への転換者に向けた支援

SDGs 目 標	 2 飢餓を ゼロに	 12 つくる責任 つかう責任	 15 陸の豊かさも 守ろう
-------------	---	--	---

(ア) 有機農業を希望する新規就農者に対しては、公益社団法人 秋田県農業公社や、市町村、県関係機関がそれぞれ連携し、きめ細かな就農相談や情報提供に努めるほか、認定新規就農者制度及び国の農業次世代人材投資資金等の活用について誘導を図りながら、有機農業者として定着できるよう支援する。

(イ) 慣行農業からの転換者に対しては、事前に各種の研修制度、事業制度、栽培技術などのきめ細かな相談や情報提供に努め、有機農業者として定着できるよう支援する。

イ 研修体制の充実

SDGs 目 標	 2 飢餓を ゼロに	 12 つくる責任 つかう責任	 15 陸の豊かさも 守ろう
-------------	---	--	---

(ア) 有機農業団体組織等と連携し、有機農業に関連した研修会やセミナー等の開催により情報提供や技術習得の促進を図る。

(イ) 有機農業技術を習得するための実践的な研修が受けられるよう、県内外の先進的な農業者及び生産組織やグループによる受け入れ体制づくりに努める。

ウ 有機農業者における環境保全型農業関係制度の活用

SDGs 目 標	 2 飢餓を ゼロに	 12 つくる責任 つかう責任	 15 陸の豊かさも 守ろう
-------------	---	--	---

(ア) 有機JAS認証を取得していない有機農業者に対し、認証制度（有機JAS、秋田県特別栽培農産物）の活用に向けた働きかけを行う。

(イ) 既に有機農業に取り組んでいる農業者に対しては、計画的な経営規模拡大や農業経営改善計画の作成支援により、認定農業者への誘導を行い、各種支援制度を活用しながら地域の担い手となる有機農業者の育成と営農環境の整備づくりを行う。

(ウ) 有機農業の生産活動は、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高いことから、国の「日本型農業直接支払制度（環境保全型農業直接支払）」の積極的な活用を促し、取組の普及拡大を支援する。

エ 有機栽培技術の向上



(ア) 有機農業者に対しては、栽培技術の向上を図るため、作目別栽培技術等の取組事例を紹介するなど、実践的な研修会を開催する。

(イ) 普及指導員等に対しては、国等が開催する有機農業研修への参加を促進するほか、先進的な有機農業者の把握や、実践技術の収集・提供に努める。

(ウ) 試験研究機関は、有機農産物の安定生産に活用できる雑草抑制・除草対策や病害虫の抑制・耕種的防除技術の確立や省力化機械の開発を進めるとともに、開発した技術の普及啓発に努める。

(エ) 市町村やJAの職員等に対しては、有機農業の普及拡大を促進するため、関係機関と連携して有機農業に関する各種制度や栽培技術等の研修会を周知する。

(オ) 有機農業者同士、又は関係機関等との意見交換又は交流の場の設置により、情報の共有を促進する。

(2) 有機農業推進体制の整備と産地づくり



ア 本県の推進体制

有機農業の円滑な普及を図るため、生産現場における課題を把握し、県の有機農業担当課と試験研究機関が連携して課題解決に努める。

イ 市町村の推進体制整備への支援

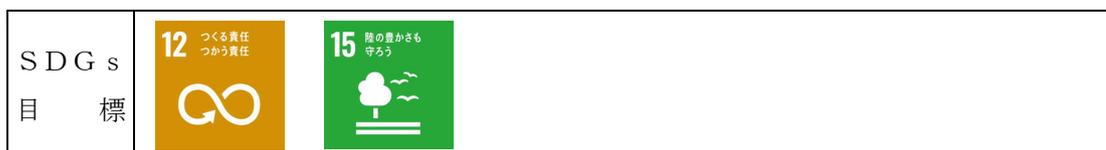
地域の実状に応じた有機農業を推進するため、市町村における有機農業の推進体制の整備を働きかけるとともに、推進に必要な各種制度等の情報の共有化や、「日本型直接支払制度（環境保全型農業直接支払交付金）」の推進について連携を図る。

ウ 有機農業者の組織化及び取組に対する支援

有機農業者同士が交流できる機会を設け、有機農業者間の連携や組織化を支援するとともに、有機農業の旗を掲げるリーダーの育成に努める。

また、生產品目の拡大や生産ロットの確保、販売を見据えた計画的な生産など有機農産物の体制強化に必要な条件整備については、国及び県等の各種制度事業により支援する。

(3) 実需者・消費者に向けた需要創出と販路の拡大



ア 商談と情報発信等への支援

(ア) 有機農業者及びJAグループなどの組織に対し、実需者との商談及び情報交換会への参加を呼びかけ、有機農産物の販路拡大を図る。

また、県のアンテナショップなどを活用し、首都圏等における情報発信に努める。

(イ) 「有機農産物」として販売するため、JAグループ、及び農業者の経営判断による有機JAS認証の取得を推奨する。

イ 需要の創出と取引拡大

(ア) 有機農業者団体や直売組織等に対し、量販店のインショップや直売所等における地域内流通の取組を働きかける。

(イ) 市場流通だけでなく、食品製造業者等に加工原料として直接取引する可能性を模索し、6次産業化による加工品向けの需要創出や取引拡大に努める。

(ウ) 企業等と連携し、宅配や提携・インターネットでの販売など、新たな需要やその可能性について模索するほか、消費者へ有機農業の特徴について訴求を図りながら販路を開拓する取組を促進する。

(4) 農業者と消費者等との相互理解を促進

SDGs 目 標		
-------------	---	---

ア 有機農業に関する情報発信

本県の有機農業の取組状況や有機JAS認証制度について、ホームページや各種パンフレット等によりPRを図る。

イ 有機農業者と消費者の交流と相互理解の促進

(ア) 有機農業者組織による有機農産物の販売可能な各種イベント等の開催（例：オーガニックフェスタ）については、消費者と有機農業者とが直接交流し、相互理解を促進する取組につながるため、連携して推進する。

(イ) 消費者の理解促進を図るため、食育、地産地消、グリーン・ツーリズム等の活動と連携し、有機農業者による消費者への啓発を推進する。

今後は、地域交流や観光業との連携などによる農業体験も視野に入れ、持続可能な社会に貢献できる有機農業の役割などについて、消費者の理解を促進させる。

(ウ) 教育庁等と連携し、学校給食において有機農産物や特別栽培認証農産物の利用促進を働きかける。

4 有機農業の推進体制

(1) 県における推進体制

有機農業の広がり、これまで有機農業者や消費者等が大きな役割を果たしてきており、今後の有機農業推進施策の策定と実践にあたっては、農業関係団体、流通業者、認証機関、有機農業者及び消費者等との意見を踏まえた推進が重要である。

施策の方針	具体的内容
ア 有機農業の動向の把握	○ 県内における有機農業に関する生産・流通販売及び消費の動向等の把握
イ 推進母体による有機農業の推進支援	○ 有機農業の推進母体として、有機農業者、消費者、学識経験者、流通業者、農業関係団体、認証機関、庁内各課、試験研究機関等で構成される秋田県有機農業推進会議（以下「県推進会議」という。）により推進 （事務局：水田総合利用課） ○ 既存の有機農業関連団体との連携 ○ 有機農業を希望する新規就農者等への支援 ○ 試験研究機関との連携による技術等のサポート支援

(2) 市町村における推進体制

有機農業の推進を県全体に広げるためには、市町村と連携して推進体制を整備していく必要があり、必要な助言と指導を行うものとする。

施策の方針	具体的内容
ア 市町村の推進体制の整備	○ 市町村における推進体制の整備に向けた働きかけ 等
イ 有機農業の推進支援	○ 各種補助制度の活用や県推進会議で検討された施策事業による支援 ○ 有機農業を希望する新規就農者等への支援

5 有機農業推進計画の目標値について

- 有機農業の取組拡大が実質的に評価できる指標を用いる（有機JAS等）。
- 実態調査、統計など計測可能な指標を用いる（国実態調査、環境保全型農業直接支払等）。

目 標	単位	現状 (H30年度)		目標 (R7年度)	
1 有機JAS認証ほ場面積	h a	477	4位	500	4位
2 耕地面積のうち有機JASほ場面積の割合	%	0.32	—	0.34	—
(参考) 全国の耕地面積のうち有機JASほ場面積の割合	%	0.25	—	—	—
3 有機JAS認証農業者数	戸	88	16位	92	16位
4 有機JAS認証+特別栽培農産物(無農薬・無化学肥料)認証面積	h a	557	—	585	—

資料：農林水産省HP、秋田県農業公社資料等より

【参考1】秋田県のH30年度有機JASほ場面積（平成31年4月1日現在）（単位：ha）

	田	畑					その他	計
			普通畑	樹園地	牧草地	茶畑		
秋田県	380.40	96.42	96.42	0	0	0	0	476.82
(参考) 全 国	2,977.03	7,704.42	5,075.57	446.72	814.38	1,367.75	168.08	10,849.54

資料：農林水産省HPより

※小数点以下は四捨五入されているため、合計と内訳が一致しない場合がある

【参考2】秋田県特別栽培農産物認証制度の認証状況(平成31年2月5日現在)

年度	認証 件数	生産 者数	無農薬 無肥料	無農薬 減肥料	減農薬 無肥料	減農薬 減肥料	計
H30 (比率)	244件	724人	80.3ha (2.2%)	2.7ha (0.1%)	126.5ha (3.5%)	3,369.5ha (94.2%)	3,579.0ha (100.0%)

資料：公益社団法人 秋田県農業公社資料より

〔用語解説〕

有機農業

有機農業の推進に関する法律による有機農業の定義は、以下の農業生産の方法を用いて行われる農業。

- 1 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない
- 2 遺伝子組換え技術を利用しない
- 3 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

本県で行われている取組としては、有機農業、特別栽培農産物、エコファーマー、あきたe c oらいすの取組などが挙げられる。

有機JAS

日本農林規格等に関する法律（以下、JAS法）に基づく、有機農畜産物やその加工食品の日本農林規格のこと。

本規格に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、その結果、認証された事業者のみが有機JASマークを使用することができる。

有機農畜産物の主な基準は、堆肥等による土づくりを行い、播種・植付け前2年以上（多年生作物の場合は収穫前3年以上）及び栽培中に原則として化学的肥料及び農薬を使用しないこと、及び遺伝子組換え種苗を使用しないことである。



有機JASマーク

なお、有機JASマークがない農畜産物と農畜産物加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことはJAS法で禁止されている。

特別栽培農産物

本県慣行レベルに比べて、化学農薬（節減対象農薬）の使用回数が50%以下及び化学肥料（窒素成分量）が50%以下で栽培された農産物である。本県では、秋田県特別栽培農産物認証要綱等に基づき、県の認可を受けた認証機関が認証業務を行っている。

国のガイドラインや県の規定で特別栽培農産物に添付する表示内容は規定されており、栽培方法に基づく4つの認証区分により表示内容が異なる。（農薬/節減対象農薬不使用・化学肥料不使用、農薬/節減対象農薬不使用・化学肥料5割以上減、節減対象農薬5割以上減・化学肥料不使用、節減対象農薬5割以上減・化学肥料5割以上減）。

エコファーマー

持続農業法に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名のこと。

本県では、秋田県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づいて県が認定を行っており、化学肥料(窒素分量)と化学農薬(節減対象農薬)の成分回数を慣行レベルの約20%以上削減することを基礎的要件としている。

あきたe c o らいす

有機JAS米や特別栽培米等、化学農薬(成分回数)を慣行レベルの50%以上削減した環境にやさしい秋田米づくりの総称。

県や農業団体等が一体となり、「あきたe c o らいす」の作付けを推進する取組を行うことにより、環境保全に配慮した新たな「秋田米ブランド」を構築することとしている。

G A P

農業生産工程管理(GAP: Good Agricultural Practice)。

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

農業者や産地がGAPを取り入れることにより、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

本県では、民間認証制度のJGAP、ASIA GAP、GLOBAL G. A. P. や、秋田県版GAP及び農業団体で作成した独自のGAPなどが取り組まれている。

S D G s

2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことである。

先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット(達成基準)から構成されている。

それらは、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標とされている。

【参 考】有機農業とSDGsの関係

(出典：新たな有機農業の推進に関する基本的な方針について(令和2年5月)
農林水産省生産局農業環境対策課資料より)

SDGsアクションプラン2020(令和元年12月閣議決定)において、有機農業はSDGs実施方針の8つの優先課題のうち、2つに位置づけられている。

SDGsアクションプラン2020における有機農業の位置づけ

優先課題③【主な取組】：成長市場の創出、地域活性化、科学イノベーション

農業の成長産業化

有機農産物安定供給体制の構築

優先課題⑥【主な取組】：生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

気象変動、生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業の推進

有機農業・環境保全型農業の拡大

IFOAM(国際有機農業運動連盟)による有機農業とSDGsの関係

<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>持続可能な農業システムは持続可能な農業生産を促進する</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>化学肥料・化学農薬の使用削減による水質汚染防止等が人々の健康や福祉につながる</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>化学物質の水路への流出防止につながる</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>有機食品の購入が持続可能な食糧生産への貢献につながる</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>適切な土壌管理が気候変動の抑制につながる</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>生態系の維持・生物多様性に貢献できる</p>